

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等について

令和 8 年 10 月 1 日より、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 13 の規定に基づき、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。）の管理者は、毎年 7 月 1 日時点における医療機関機能及び病床の機能、令和 22 年 7 月 1 日時点における医療機関機能及び病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告（以下「医療機関機能・病床機能報告」という。）することとしています。

また、令和 4 年度より、法第 30 条の 18 の 2 の規定に基づき、医療機関機能等報告対象病院等であって外来医療を提供するもの（以下「外来機能報告対象病院等」という。）の管理者は、紹介受診重点外来の実施状況、地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要な事項等を都道府県知事に報告（以下「外来機能報告」という。）することとされています。さらに、法第 30 条の 18 の 3 の規定に基づき、患者を入院させるための施設を有しない診療所（以下「無床診療所」という。）の管理者は、外来機能報告を行うことができることとされており、紹介受診重点外来を行っている蓋然性の高い無床診療所に対して、厚生労働省より、あらかじめ外来機能報告を行う意向を確認しています。

ついては、医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告の実施について、別添 1 のとおり、医療機関機能等報告対象病院等、外来機能報告対象病院等及び外来機能報告を行う意向を有する無床診療所に対して周知する予定としておりますので、貴職におかれましては御了知の上、下記について当該医療機関に対して周知いただくとともに、報告が円滑に行われるよう御配慮願います。なお、関係団体にも別添 2 及び 3 のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 報告期間について

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告ともに報告期間は10 月 1 日から 11 月 30 日となります。

2. 報告方法について

報告方法は原則として医療機関等情報支援システム（G-MIS）※によることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとします。

なお、令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分）までの電子レセプトがある医療機関については、厚生労働省が集計した結果を令和8年11月2日からG-MIS上に表示させる予定です。

※G-MIS のユーザ名・パスワードをお持ちでない場合は、別途、ユーザ名・パスワードが記載された封書を郵送しております。

（参考：別添一覧）

○別添 1

- ①医療機関宛事務連絡 医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告（病院・有床診療所用）
 - ②医療機関宛事務連絡 外来機能報告（無床診療所用）
 - ③令和8年度医療機関機能・病床機能報告 報告マニュアル
 - ④令和8年度外来機能報告 報告マニュアル
 - ⑤令和8年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告 紙媒体入手希望申請書
 - ⑥令和8年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告 紙媒体入手希望申請書 記入要領
 - ⑦令和8年度外来機能報告 紙媒体入手希望申請書
 - ⑧令和8年度外来機能報告 紙媒体入手希望申請書 記入要領
 - ⑨「令和8年度医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告」医療機関・病床・外来管理番号の通知
 - ⑩令和8年度医療機関機能・病床機能報告 様式1 確認・記入要領（病院用）
 - ⑪令和8年度医療機関機能・病床機能報告 様式1 確認・記入要領（有床診療所用）
 - ⑫令和8年度医療機関機能・病床機能報告 様式2 確認・記入要領（病院・有床診療所共通）
- ※⑩～⑫については、厚生労働省ホームページへ掲載するほか、別途郵送する予定である旨を案内している。

○別添 2 及び 3

- ・関係団体宛通知